

京都信用金庫・TKC近畿京滋会 業務連携 プレスリリース

平成31年4月17日、京都信用金庫榊田隆之理事長及びTKC近畿京滋会佐藤正行会長の立ち会いのもと「TKC近畿京滋会と京都信用金庫との業務連携に関する協定書」が締結されるとともにプレスリリースされました。

最初に榊田理事長から

- 業務連携はローン商品の提供にとどまらず、中小企業を活性化するために「中小企業・金融機関・税理士」が三位一体で活動することを目的にしていること
- 「TKC絆ローン」は三位一体で企業価値を向上させるため対話型商品（決算後の三者による課題解決のための話し合いの場が設定される）としたことを説明いただきました。

続いて佐藤会長からは

- 訴求訂正できない株式会社TKCの会計システム、税務署に提出した資料と同一の内容を金融機関に提供するTKCモニタリング情報サービス、税理士法の懲戒規定がある書面添付は、中小企業が金融機関から信頼を確保する上で役立つインフラになり得るのではないかと考えたこと
- 巡回監査・書面添付・経営助言等のTKCの取り組みを正しく社会に認知してもらうチャンスであると感じたことを説明いたしました。

榊田理事長からは、①財務内容に課題を持つ中小企業、②担保・実績がない創業時期、③規模の小さい中小企業（スモールビジネス）、の金融支援が十分でない中小企業に「金融排除（金融機関による金融支援されていない状況）」ではなく、「金融包摂（すべての企業が適切な金融支援を受けられている状況）」にすべく金庫全体で取り組んでいる熱い想いを伺うことができました。

「TKC絆ローン」（条件等の詳細は別頁参照）を利用するハードルはそれほど高くありません。TKC方式による自計化・翌月巡回監査をしていれば十分活用できます。

変化の激しい時代には手許資金の確保がなにより重要です。当座貸越の設定は、資金の利用時期及び利用額並びに返済時期及び返済額が自由に活用できる非常に利便性が高い商品です。設定には費用もあまりかかりません。TKC会員の大切なお客様を守るべく開発いただいた商品ですから、積極的に活用し、金融包摂を目指したいと思います。

広報委員長 梅川 大輔

